

収入について

前年1月から12月までの収入について記入してください。申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

○給与収入があった方（「給与所得」の項目へ記入）
 (1) 「源泉徴収票」の発行がない方で、勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入。(日々雇用、パート、アルバイトなど)
 ※給与収入金額は手取額ではなく、税金・社会保険料その他の控除を差し引く前の金額です。

※源泉徴収票がある方は、記入不要です。

○営業収入があった方
 (1) 販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、漁業、医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入。
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。
収入金額
 ①売上(収入)金額
 前年中の売上や報酬などの金額を未収入も含めて記入します。
 ④家事消費
 商品を家事のため消費した場合に通常の販売価格を記入します。
 ⑤その他の収入
 空箱の売却代金、リベートなどの収入を記入します。
売上原価
 ⑦期首たな卸高
 前年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。
 ⑧仕入金額
 前年中の仕入の金額を記入します。
 ⑩期末たな卸高
 前年12月31日現在の商品などの在庫の金額を記入します。

※細かい計算を必要とする下記の所得については税務課にお問い合わせください。また、申告の際には、収入・支出がわかる書類などをお持ちください。
 ○**利子所得**
 公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など。
 ○**配当所得**
 株式・出資金等の配当金。(所得税で源泉分離課税を選択していても、住民税では申告する必要があります。)
 ○**雑所得**
 恩給や国民年金などの公的年金・著述家以外の人の受ける原稿料や印税・個人の貸付金の利子・郵便年金や生命保険契約などによる年金収入。
 ○**総合譲渡所得**
 資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入。
 ○**一時所得**
 賞金、懸賞当選金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険の満期返戻金などによる収入。

所得金額調整控除について

以下の条件に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が差し引かれます

(1) **子育て世帯等に対する所得金額調整控除**
 (ア) 給与収入が850万円を超え、本人が特別障害者に該当する場合
 (イ) 給与収入が850万円を超え、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合
 (ウ) 給与収入が850万円を超え、23歳未満の扶養親族を有する場合
 ※上記条件の(イ)、(ウ)に該当する場合は、同一生計配偶者または扶養親族を「所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。

(2) **給与所得と公的年金等所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除**
 (4) 給与所得、公的年金に掛かる雑所得の双方を有する場合
 ※(1)、(2) 双方に該当する場合は、両方の所得金額調整控除が給与所得から差し引かれます。

○所得金額調整控除の計算方法
 (1) に該当する場合
 所得金額調整控除 = (給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1
 (2) に該当する場合
 所得金額調整控除 = {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

前年中に収入のなかった方

あなたが前年1月1日から12月31日までの収入がなかった場合は、その理由を具体的に記入してください。

記載例(裏)

7. 給与所得の内訳		8. 事業等(営業等・農業等) 所得に関する事項		9. 不動産所得に関する事項	
月	給 収	項目	金額	項目	金額
1	200,000	① 水道光熱費	365,000	① 不動産の種類	
2	200,000	② 旅費交通費		(1) 不動産の種類	
	200,000	③ サトウキビ	9,011,364	(2) 物件の住所	
	200,000	④ 花き			
	200,000	⑤ 通信費	90,000		
	200,000	⑥ 広告宣伝費	15,000		
	200,000	⑦ 接待交際費			
	200,000	⑧ 修繕費	35,000		
	200,000	⑨ 消耗品費	100,000		
	200,000	⑩ 種苗費			
	200,000	⑪ 肥料費			
	200,000	⑫ 農具費			
	200,000	⑬ 農業衛生費			
	200,000	⑭ 土地改良費			
合計	2,400,000	⑮ 給料・賃金	1,835,950		
		⑯ 必要経費計	3,836,650		
		⑰ 専従者控除額	500,000		
		⑱ 所得金額	1,213,364		

↑ 上記の明細

氏名	生年月日	住所	専従者(給与額)
宮古高 夏夫	S38・10・3	〇〇市〇〇△△△	1,835,950円
宮古島 一郎	S54・1・22	〇〇市〇〇△△△	500,000円

12. 寄附金税額控除を受ける方

都道府県、市区町村分	住所の共同募金会、日赤支部分	条約指定分
都道府県	都道府県	都道府県
市区町村	市区町村	市区町村

13. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

区分	①収入金額	②必要経費	③差引金額	④特別控除	⑤所得金額
短期					
長期					
一時					

14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

資産名	取得年月	(A)取得価格	耐用年数	償却率	償却額	減価償却累計額
営業車	H21・4	2,000,000	5年	0.2	400,000	
クーラー	H21・4	300,000	6	0.166	49,800	
冷蔵庫	H21・4	400,000	6	0.166	66,400	

15. 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年・月・日	特別障害者に該当する場合	級別(別居の場合)

16. 収入がなかった方の記入欄 (前年中に収入がなかった方は、下記にご記入のうえ提出してください。)

1. 下記の人から扶養・援助を受けていた。
 住所: _____
 氏名: _____

2. あなたが学生の場合
 大学: _____ 学部: _____ 学年: _____
 高校: _____ 学科: _____ 学年: _____

3. 生活状況等を記入してください。
 ○雇用保険(失業保険)・労災保険等の給付を受けていた。
 ○病気療養中(通院・入院)
 ○生活保護法による生活扶助を受けていた。
 年月日から 年月日まで

4. その他()

○農業収入があった方 (②か③に品目と収入金額を記入してください)
 (1) サトウキビ、花き、野菜、果樹などの農業による収入。
 (2) 畜産による収入。
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

○不動産収入があった方
 (1) 地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入。
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

必要経費について

収入を得るために要した費用を該当する箇所にそれぞれ記入してください。ただし、**事業に供した経費のみ該当します。**
 ※支払額に家事分が含まれている場合は、使用面積或使用頻度などで「あん分」してください。

⑬・⑦ **給与・賃金**
 給料、賃金など。
 ※「給与・賃金の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑭ **外注工賃**
 原材料などを支給してこれに加工などをしてもらうために支払った工賃など。

⑮・⑧ **減価償却費**
 取得価格が10万円以上の建物、機械、車輛などの償却費。
 ※「減価償却費の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑯・⑨ **地代・家賃**
 店舗、工場、倉庫などを借りている場合の地代や家賃。
 ※「地代・家賃の内訳」欄に必要事項を記入してください。

⑰・⑩ **借入金利息**
 事業用資産の購入資金や運転資金などの借入金利息など。

⑱・⑪ **租税公課**
 (1) 事業税、固定資産税、自動車税などの税金(所得税、住民税は含まれません)
 (2) 組合費、賦課金など。

⑲ **荷造運賃**
 販売した商品の荷造りに要した包装材料費や人夫賃など。

⑳ **水道光熱費**
 事業に要した水道料、電気料、ガス代やプロパンガス、灯油などの購入費。

㉑ **旅費交通費**
 仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費。

㉒ **通信費**
 事業に要した電話料、はがき、切手代、電報料など。

㉓ **広告宣伝費**
 新聞、雑誌、ラジオ、折込みなどの広告費用。名入マッチ・タオルなどの購入費。

㉔ **接待交際費**
 事業上必要な得意先などの接待に使った飲食代、茶菓子の費用。

㉕・㉔ **修繕費**
 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代。

㉖ **消耗品費**
 包装材料、事務用品、ガソリンなどの購入費。使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の備品購入費。

㉗ **種苗費**
 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用を記入します。(自給分については、収穫した時の価格によって記入します。)

㉘ **肥料費**
 肥料の購入費用を記入します。

㉙ **農具費**
 使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用を記入します。

㉚ **農業衛生費**
 農業の購入費用や共同防除費を記入します。

㉛ **土地改良費**
 土地改良事業の費用や客土費用を記入します。

㉜・㉚ **専従者控除額**
 控除した金額の合計を記入してください。なお、必要経費に算入することができるのは、事業専従者1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額になります。
 (1) 50万円(配偶者の場合は86万円)
 (2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者の数+1)
 ※「専従者控除の内訳」欄に必要事項を記入してください。
 ※事業専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者、その親族(15歳未満の方を除く)で、あなたの営む事業に専従した期間が前年中に原則として6ヶ月を超える方のことをいいます。

色塗り部分は、明細の記載もお願いします。